

人権だより

NO.84

令和3年2月発行

岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (県庁7F)

☎058-272-1111 (内線2443) 直通058-272-8250

STOP! ネット・ハラスメント

STOP!
ネット・ハラスメント

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、
使い方を間違えたり、悪意を持って使うと
凶器にもなります。

STOP! ネット・ハラスメント5つの禁止事項

- STOP ① 誹謗中傷する内容や差別的な発言を書き込まない。
- STOP ② 根拠のないうわさ話や噂を書き込まない。
- STOP ③ 不確かな情報を安易に拡散しない。
- STOP ④ 他人のプライバシーに関わる情報を無断で載せない。
- STOP ⑤ 他人の書き込みを“おおる”書き込みをしない。

岐阜県

当課では、今年度、新たにインターネットによる誹謗中傷防止啓発リーフレット「STOP! ネット・ハラスメント」を作成しました。

本資料は、SNSでの誹謗中傷、差別的な書き込みなど、インターネット上の人権侵害防止を目的とした啓発資料です。

知らず知らずのうちに加害者にならないために、あるいは、もし被害にあった時にどう対応すればよいかについて紹介しています。

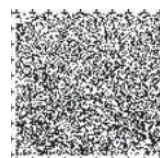
本資料は、県内の携帯電話販売店や人権啓発展などで配布しています。

皆さんも、インターネット上での発言には、十分注意しましょう。



コロナ・ハラスメント ネットパトロール実施中

岐阜県では11月10日から岐阜県内における新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷等の投稿を監視しており、人権侵害が疑われる事案は、法務局へ通報するなど、関係機関へ情報提供しています。誹謗中傷する内容や差別的な発言を書き込まないようにしましょう。



家庭ではぐくむ生き合う力No.42を作成しました!

学校での人権教育に対する理解や人権尊重の理念を家庭において深められるよう「家庭ではぐくむ生き合う力 No. 42」を作成しました。

表紙

利用状況	小学生	中学生	高校生	大学生
自分の携帯電話も持っているか	38.5%	48.8%	58.0%	65.7%
フィルタリングをしているか。(上記で持っている者に対する)	81.9%	70.9%	82.1%	70.4%
インターネットや携帯電話でSNSや動画サイトに書き込みをしたことがあるか	13.8%	20.6%	30.8%	42.5%
インターネットや携帯電話のメールやチャット、SNSで被害を受けたことがあるか	5.2%	3.0%	4.9%	6.7%
あなたの家では自分が使う携帯電話の利用のしかたを決めていますか	58.3%	58.2%	48.0%	37.2%

裏表紙

小学校及び中学校の教科書で取り上げられている人権に関する記述をまとめています。

学校でどのような人権教育がなされているかを理解することにより、家庭等において、人権尊重の重要性、必要性の理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらえるよう、小学6年生・中学2年生の保護者等に配布しています。

スマートフォンでご覧になる場合は、下のQRコードを読み取りください。



(家庭ではぐくむ生き合う力No.42 PDF)

インターネット

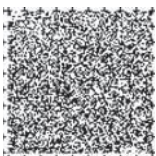
岐阜県 人権啓発資料

検索

<お問合せ先>

岐阜県環境生活部人権施策推進課

TEL: 058-272-8250



小学校では…

中学校では…

憲法の三つの原則

日本国憲法には、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の三つの原則があります。

基本的人権とは、だれもが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための権利のことです。

国民の権利

- 思想や宗教の自由
- 働く人が雇われる権利
- 政治に参加する権利
- 政治的意見の自由
- 選挙権や議会の自由
- 国籍や移住、職業を自由にする権利
- 健康で文化的な生活を営む権利

憲法は、基本的人権の尊重を原則の一つとし、上の図のように、さまざまな国民の権利を保障しています。また、憲法には国民が果たさなければならない義務(後)についても定められています。わたしたちは、憲法が定める権利を正しく行使するとともに、おたがいの権利を尊重する態度を身につけるように努力しなければなりません。そして、国民としての義務を果たさなければならない必要があります。

厳しく差別されてきた人々

百姓や町人と差別されてきた身分の人々や、仕事や住む場所、身なりや姓や町人と差別され、村や町の祭りへの参加をこぼされるなど、厳しく差別の目にあわれ、差別や偏見を強められました。これらの人々は、こうした差別の中でも、農業や手工業を営み、自治会などを築き、また、治安などを保ち、社会を支えました。

人権を保障するということ

私たちが自由に人間らしく生きていくことができるように、平等、自由、社会、多様な人々の権利が保障されています。人権の保障は、一人一人の個性を尊重し、かけがえのない人間とてあつたかという「個人の尊厳」の原理(憲法第13条)に基づいています。

個人の尊厳は、「法の下の平等」(憲法第14条)とも深く関係しています。なぜなら、ある人を特別に有利にあつたか、不利にあつたかすれば、個人の尊厳が損なわれるからです。一人一人をかけがえのない個人として尊重するためには、全ての人を平等にあつたかすることが必要です。

子ども人権

子どもにも人権の保障があります。子どもはまだ成長の過程にあるため、親の保護を受けたり、教養や規範の禁止などの特別の制限を受けたりします。しかし、子どもも一人の人間として尊重され、誰かか成長する権利を持っています。

1989年の国連総会で採択された「子ども(児童)の権利条約」を、日本は1994年(平成6年)に批准しました。この条約は、子どもも人権を持つことを確認し、生きる権利や意見を表明する権利、休息し遊ぶ権利などを定めています。それは、子どもも現在の生活と将来の利益に配慮して、これらの権利を守っていかなければなりません。

見開き内側

in昭和小学校

in清見小学校

in中津川南小学校

車いすバスケットボール体験教室 を実施しました

令和2年10月から11月にかけて下記の3校で車いすバスケットボール体験教室を開催しました。

開催校 10月 7日(水) 高山市立清見小学校 (対象5・6年生)
10月28日(水) 多治見市立昭和小学校 (対象6年生)
11月12日(木) 中津川市立南小学校 (対象6年生)



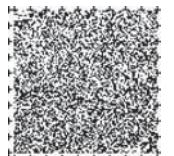
この活動は、児童が車いすバスケットボールを体験する中で、障がいのある方と接し、直接話を聞くことにより障がいのある方への理解を深めるとともに、相手の立場に立った行動を身に付けるなど、様々な人権意識を持ってもらうことを目的として、平成28年度から実施しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、生徒が実際に車いすに乗ってバスケットボールを体験することはできませんでしたが、選手がプレイする様子を間近で見学し、見事な連携プレイやロングシュートが決まると拍手が起きるなど、盛り上がりました。



また、体験教室の後半では、4つのグループに分かれて選手と語る会を行いました。

生徒からは「車いすバスケットボールをしていてよかったことはなんですか。」、「日常生活で不便に感じることはなんですか。」などといったたくさんの質問があり、その質問に答える選手たちと交流を深めました。

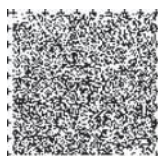


FC岐阜に人権啓発活動に対する 感謝状を贈呈しました！

FC岐阜は、Jリーグ加盟当初より、人権啓発運動として、選手による各地でのPR・サッカー教室、ノベルティ作成、スタジアム内告知、作文コンテストなど、相互に協力しながら様々な取り組みを行ってきました。

令和2年12月5日長良川スタジアムにて、これまでの人権啓発活動に対して、岐阜地方法務局長より感謝状の贈呈、溝口岐阜県連会長より副賞として盾の贈呈を行いました。今後も引き続きFC岐阜と連携して、人権思想の普及・高揚のための人権啓発活動を行っていきたいと思います。

また、今年度、非接触型の人権啓発活動に積極的に参加していただきましたFC岐阜サッカースクール生に対するの記念撮影も行いました。



人権週間周知の活動を行いました！

国際連合では、世界人権宣言の採択日である12月10日を「人権デー」と定め、日本では、この「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から12月10日）を「人権週間」としています。

今年度は、この人権週間を含む11月27日から12月10日の間、下記の活動を行いました。

人権週間周知の動画CM 放映

今年度、新たな取組として、人権週間周知の動画CMを作成し、JR岐阜駅前ビジョンで放映しました。

動画CMには、加納西認定子ども園、沖ノ橋認定子ども園の園児と岐阜市立本荘小学校、本荘中学校の児童生徒にご出演いただき、人権に関連したメッセージを発信するとともに人権週間をPRしました。

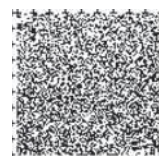


人権啓発展示、人権啓発資料配布

JR岐阜駅に併設するアクティブGと岐阜市内のマーサ21で人権啓発展示、人権啓発資料配布を行いました。

展示では、当課で今年度新たに作成した新型コロナウイルス感染症に関連した人権相談窓口の周知ポスターをはじめとした様々な種類のポスター・パネルを展示しました。

資料配布では、インターネットと人権に係るものから、職場でのハラスメントに関するものなど、多くの人権分野に係る資料を配布しました。



ちょっといい話を紹介します (41)

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」に、まわりの空気が温かくなったという経験はありませんか。

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。

県民のみなさまから身のまわりの心温まる話をたくさん寄せていただきました。その中から、3作品を紹介します。

小学生

次につかう人のことを考えた自分

ほくがトイレに行ったとき、スリッパの向きや、おいてある場所がぐちゃぐちゃになっていました。そのときほくは、次につかう人のことを考えました。するとほくにそうしている人のことが思いつきました。なので、次につかう人がはきやすいようにするためにほくはすべてのスリッパをそろえました。すると、とてもはきやすそうにしている人のことが思いつきました。そのときほくは、とても、すがすがしい気持ちになりました。



中学生

何気ない気遣い

大会や授業参観が近くなると、「来ないでね。」と親に言ってしまう。単に恥ずかしいからだ。でも成長した姿を見ることを親は楽しみにしているかもしれない。私だって素直になつてみれば大好きな親に成長した姿を見てほしい。何気なく発する言葉だが、どこかで親を悲しませているのではないかと思う。「見に来てね!!」と少し気持ちや言葉を変えただけで親の心も自分の心も温かくなる。小さいことだけれど、とても大切なことだ。



高校生

いつもの帰り道

学校の帰り道、僕はいつも通り電車に乗っていました。周りを見るとまだ幼い赤ちゃんと母親が僕の左に座っていました。その赤ちゃんは僕の方を向き、ニコニコ笑っていて自然と僕も笑顔になりました。反対側にいた女子高生たちも、その赤ちゃんを見てにっこり笑い楽しそうでした。笑顔は、周囲の人々をつなぎ、とても幸せな気持ちにしてくれます。今日の帰りの電車で、偶然会えたら笑顔の輪が広がりますね。



音声コードって?

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

